

## 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉普及、啓発事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が設置する東松山市ボランティアセンター（以下「センター」という。）に登録するボランティア団体（以下「団体」という。）の内センター団体助成金交付要綱第2条に該当する団体が、市民を対象として行う講演会、映画会、イベント等に助成することにより、地域福祉の普及、啓発を促進することを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 助成対象事業は、団体が行う地域福祉の普及、啓発活動とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 広く市民を対象とした普及、啓発活動であること。
- (2) 助成対象事業について、協議会以外から重複して補助金を受けていないこと。
- (3) 営利を目的とせず、公共の安全及び公序良俗に反しない内容であること。
- (4) 単に団体の活動を発表するための事業でないこと。
- (5) 事業を実施するにあたり、協議会からの助成により実施している旨を募集案内、広告等に明記すること。

### (助成額)

第3条 団体に対する助成は、普及、啓発事業に必要な経費の4分の3を上限とし、別表の額を限度として予算の範囲内において助成するものとする。ただし、事業内容によって1事業に対し別表にある2以上の事業内容を同時に申請することができることとする。

### (助成金の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、協議会地域福祉普及、啓発事業助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書、予算書等を6月末日までに協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (助成の決定等)

第5条 助成の決定等は、必要に応じてセンター運営委員会において申請のあった団体の事業計画書等の審査を経た上で、助成回数の少ない団体を優先して会長が決定し、協議会地域福祉普及、啓発事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (実績報告)

第6条 助成を受けた団体は、事業完了後30日以内に協議会地域福祉普及、啓発事業助成金実績報告書（様式第3号）及び収支計算書を会長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第7条 会長は、協議会地域福祉普及、啓発事業助成金実績報告書に基づき助成金及び返還金を確定し、協議会地域福祉普及、啓発事業助成金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第8条 団体は、協議会地域福祉普及、啓発事業助成金確定通知書により返納額の通知を受けた場合は、すみやかに会長に返還しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 事業内容    | 助成上限額    |
|---------|----------|
| 講演会・研修会 | 45,000円  |
| 映画会     | 150,000円 |
| イベント    | 60,000円  |

